

令和3年9月15日

保護者 様

荒川区立第三中学校長
小柴 憲一

「新型コロナウイルスの感染が確認され、感染可能期間に登校していた場合の子どもへの聞き取りの実施」
並びに「子どもに登校させるに当たってのご家庭における慎重な判断」
及び「学級閉鎖に備えたオンライン授業のテストの実施」について

1 感染した子どもへの聞き取り

6月4日付の厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの通知では、「緊急事態宣言対象地域・まん延防止等重点措置区域の場合、濃厚接触者の特定を含む疫学的調査の実施について、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得たうえで一定の基準に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者の候補範囲を特定する。」としており、文科省からも「それらにできる限り協力するように」との通知が出ております。

「一定の基準に基づき濃厚接触者の特定をする」ことの一つとして、「感染可能期間に手で触れることのできる距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者」と示されています。なお、ここでいう「感染予防策」とは、きちんとマスクを着用していることであり、いわゆる鼻出しマスクやあごマスクなどは感染予防策とはいいません。また、感染可能期間とは発症2日前、もしくは無症状だった場合は検体採取日の2日前となっております。

つきましては、今後、本校の子どもが新型コロナウイルスに感染し、感染可能期間に登校していた場合は、電話などで当該の子どもの同意を得た上で、聞き取りをさせていただきます。

本人の同意が得られた場合は、まず「今日、給食を食べている時間帯以外に、マスクをしなかつたり鼻だしマスクになったりして、誰かと会話しましたか？また、給食を食べているときに、誰かと会話をしたり、咳をしたりしましたか？」という質問から入ると思います。そして、そのような場面があった場合は、「いつ」「どのくらいの時間」「誰と」「どのくらい離れて」「どのように」などと、深く聞き取りをしていくこととなります。

保健所業務の補助をしなければならないという状況について、どうかご理解くださいますようお願いいたします。また、聞き取った情報につきましては、濃厚接触者と特定された子ども以外には決して漏らすことはございません。

2 子どもに登校させるに当たっての慎重な判断

本校の保護者の方からの朝の電話連絡などでは、「(子どもの)弟が熱を出したので休ませます」「私(保護者)の職場で感染者が出て自分が濃厚接触者になる可能性があるので休ませます」あるいは「(子どもの)兄の親しい友達がPCR検査を受けているということなので休ませます」など、慎重な判断をしていただいている状況があります。そのような慎重な判断をしていただいている場合は、万が一、その後、そのお子さんの感染が確認されたとしても、いわゆる「感染可能期間には登校していなかった」ということになりますので、校内における濃厚接触者はいなかったと判断され、聞き取りの対象外ということになります。

いずれの場合も、登校させてはいけない状況ではありませんが、聞き取りの対象外になるというだけでなく、校内での感染拡大を危惧されての判断です。本校では、そのような場合でも、出席しなくてもいい日数として扱っております。

どうか、感染拡大阻止のためにも、そのような慎重な判断につきまして、前向きにご検討いただきたく存じます。

3 オンライン授業のテスト

8月27日付の文科省通知で、「学級閉鎖等の基準」として「同一学級に複数の感染者が判明した場合」などが示されました。荒川区教育委員会では、この基準に従い学級閉鎖等を判断してまいりますので、同じ学級で2名の感染者が確認された場合、もしくは1名の感染者が確認され、他に医師の診断を受けていない風邪等の症状を有している者がいる場合も学級閉鎖となります。

そこで、今後は、インフルエンザ流行時のように学級閉鎖が起こりえることを想定し、今月中に、子どもたちを早くに下校させ、学校にいる教員と自宅にいる子どもたちとの間で、有事の際にオンライン授業が円滑に実施できるためのテストを行います。私たち教員も、どのくらいの距離にタブレットを置けば黒板全体が見えるのか、その際教員の声は届くのか、黒板の文字はどの程度の大きさなら見えるのか、一斉にオンラインでつないで通信速度は落ちないのかなど、テストしなければ分からない点が多々ございます。したがって、子どもたちが自宅のパソコンや学校から持ち帰ったタブレットを操作する練習と同時に、私たち教員にとっても様々なデータを残すことにより、学級閉鎖等になった場合に、当該学級の授業について、授業進度を止めて遅らせることなく、先に進めていける体制を組んでまいりたいと思います。

ただし、学級閉鎖等になった場合は、教員は授業以外に対応しなければならない業務が出てまいりますので、登校しているときのように1時間目から6時間目までがオンライン授業にできるということはありません。また、保健体育の体育分野、実験・観察、制作・製作などのように実施できない授業があることや、グループ学習や図書を活用した調べ学習などのような学力向上を図ることのできる学習にも取り組めないことにつきましては、ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、学級閉鎖期間の場合、指導要録上は「出席停止」の日数として扱われるため、オンライン授業に参加することをもって出席となるわけではありません。しかし、授業は、オンラインにより指導計画に準じて進んでいくことはご理解ください。

さらに、学級閉鎖になった場合は、子どもがずっと自宅にいることになり、仮に午前中がオンライン授業だとしても、午後は部活動に参加することもできず、自分で時間を使うこととなります。本校が導入しているオンライン教材「eラーニング」につきましては、毎日、相当の量を学習している子どもが各学年で複数名いますが、もしお子さんが「eラーニング」に取り組んでいない場合には、家庭でログインして学習を進められるようにしてください。

是非、「お子さんの感染が確認され、感染可能期間に登校していた場合のお子さん本人への聞き取り」「お子さん以外の家族の方が体調を崩した場合や、お子さんにとっては遠い関係の方でも感染が確認された場合などのお子さんを登校させるに当たっての慎重な判断」「学級閉鎖に備えたオンライン授業のテスト」につきましてご理解いただきますとともに、ご協力くださいますようお願い申し上げます。